

「精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会」に対する意見

社団法人 日本精神科看護技術協会
未安 民生

<法律改正に向けた提案>

- 次期、精神保健福祉法の改正においては「入院から地域生活支援」までの一貫した法律とするため、社会復帰および生活支援関係の諸規定を「地域生活支援」として章立てする。
- 社会復帰施設は退院促進機能型（病院併設型）と生活支援型（生活補完型）に役割分担し、ケアマネジメントと訪問看護によって「生活支援」を途切れないサービスとしてネットワーク化する。

<提案の検討会における具体化>

- 「精神病床に長期入院する精神障がい者の社会復帰の促進」は、誰でも退院後には「自分の望む地域において暮らしたいと思う住居」を確保することを第一の目標とする。
- そのためには、長期入院者の退院の場合、高齢化している患者さんが少なくないことから、新たな研究に長時間をかけて取り組みを先延ばしにするようなことはしない。
- したがって、これまでの研究によりすでに効果が証明されている活動や、既存の支援方法ですでに成果を挙げている退院促進活動や地域に暮らす当事者と専門職が一体となって取り組んでいる生活支援活動に積極的に予算措置を講じる。
- 精神障がい者の自立には、当事者のエンパワメントが重要・不可欠であるため、それを促進するために、とくに当事者自身による地域生活支援活動については活動拠点の提供など、速やかに措置を講じる。
- 今後、「精神病になっても安心して暮らせる地域社会」がつくられるためには、他の障がい者の生活支援と同等な、医療・経済・介護のすべてにわたる支援制度およびそのための予算確保がなされるような財政基盤を構築する。

<早期に取り組むべき具体的課題>

1. 住宅確保では新たに帯広市などの「管理住宅方式」を導入し、保証人、管理を制度化する。
2. 希望する精神障害者地域生活支援センターには精神障害者退院促進支援事業を委託する。
3. 当事者活動を行っている団体に、精神障がい者の生活支援事業の業務の一部を委託する。
4. 就労支援協力機関として一般企業の参加を他省庁と一体となって要請する。
5. 役割分担した社会復帰施設のそれぞれに、精神障がい者の治療とリハビリテーションに一定程度の経験を有する看護師を配置して、積極的な地域展開を図り、チームで症状の再燃や増悪の予防や心身の健康の維持向上にも努める。

※ 当協会では本年7月1日より、第29回総会における会員からの意見によって「精神障害者」の「害」の字について、一部自治体の例に倣って、適切な表現が提唱されるまでの間は「がい」と表記することになった。法律用語、公文書のなどの表記など一部はその限りではない場合がある。

<地域生活支援強化のための具体的事例>

- 1-1 精神障害者地域生活支援センターの訪問活動を強化し、すでに月に100件以上の訪問実績と、退院支援事業のためのネットワーク会議の開催実績のあるセンターに対しては、訪問看護加算を追加補助する。

平成14年「社会復帰施設における訪問看護の展開の可能性と看護の機能の現状」調査

平成14年4月1日に全国323ヶ所の支援センターを対象とし、調査(回収率62.2%)調査結果として、
 (1)相談は重要な事業だが、相談件数が少ない施設と非常に多い施設との格差は著しい。
 (2)訪問活動については実施している施設が88.0%であったが、1ヶ月あたりの訪問件数は、平均17.1件であった。今回の調査結果では看護師を配置している地域生活支援センターでは「病気に関する相談に応じることができ」「利用者の病状悪化時に適切に対応し」「副作用の観察や薬の相談にも応じることができる」ことが具体的事項として指摘。今後、生活支援事業に訪問活動を位置付けた場合には、看護師の支援センターへの配置は地域生活の安定的な継続に有効であると考えられる。利用者の拡大を少ないマンパワーで展開することを可能にするためには、今後、支援センター独自の機能として「支援センターに来ることができない精神障がい者」に対しても、アウトリーチサービスを提供する必要がある。このためにも、幅広い利用者に対応できる医療知識も有する看護職の専門性はさらに活用される必要があると考えられる。

ピアサポートグループ・りらく立川の活動と立川市精神障害者社会復帰施策評価事業

立川市で活動する当事者組織りらく(代表 君島 潔)は立川市から他の地域に長期に入院している方々に対して立川に戻るという意欲を持ってもらうという目的に絞った退院促進訪問活動を行っている。[りらく]の活動を受けて、生活支援センター「パティオ(施設長 添田雅宏)」は立川に戻ろうという意欲を持った当事者が立川市内にアパート退院しようとして困難な場合などに支援を受け持ち、いよいよ地域に戻るという際の行政と民間の窓口になる。その時点から[りらく]とセンターとは協力関係になり、ケースバイケースだが、支援の主体はセンターになるという考え方である。このような地域生活支援や当事者活動を支え、すでに立川市内に居住する精神障がい者の生活支援活動を支援するために、立川市精神障害者社会復帰施策評価事業は立川市民に提供されている既存のサービスを見直し、さらに必要とされている生活支援サービスを調査し提言したもの。先ごろ調査報告会も開催され、調査結果に基づき立川市の保健福祉計画に反映するための確認を当事者のリアルタイムの必要性に基づいて協議した。

- 2-1 精神障害者地域生活支援センターの中に、当事者活動のための事務所スペースを提供する。
 退院後の精神障がい者の就労・住宅・生活支援を地域で包括的に支えるための活動を当事者とともに行っているセンターに対して、事務所管理費および当事者活動促進費(交通費、等)を補助する。

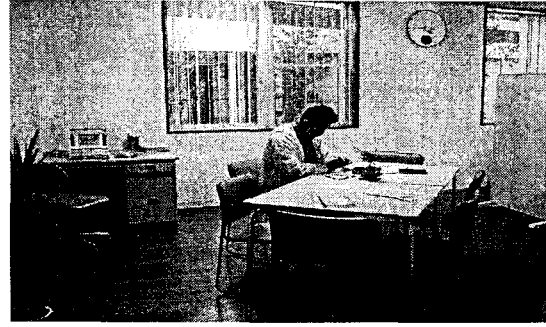
出雲市の当事者活動と出雲保健福祉センター、支援センター「ふあっと」、海星病院等の連携

当事者による長期入院患者への生活支援活動を「生活サポーター」と位置づけて「精神障害者の在宅支援ネットワーク構築に関する研究事業」の一環として協力して行っている。出雲保健福祉センターがコーディネートの中心となっており、地域生活支援センター「ふあっと(施設長 矢田 朱美)」、海星病院(看護部長 金山千夜子)などが共同でこの活動を支援している。「ふあっと」は出雲市内で通所授産施設によるレストラン事業(写真1、レストランASOBI)などを展開しながら同施設内に「生活サポーター」の事務所(写真2)を無償提供し、当事者の必要とする

ときにミーティングを開催し、病棟訪問などの準備や反省会のために常時自由に使える活動拠点としている。病院訪問の前にはまず職員との意見交換（写真3）を行って相互理解し、病棟の訪問では「なかなか部屋から出ようとしない方が参加された」り、「これからは毎月の病棟ミーティングにも参加する」などの成果を上げている。無理に退院を促すというのではなく、まずは一緒に時間を過ごしたりしながら継続的な関係づくりに努めている。生活サポーターの今後の活動としては、退院後の支援や精神科救急医療も課題としているため、警察や消防の方々とも連携することや、活動の継続性を維持するため、NPO法人化することも視野に入れている。



<写真1>



<写真2>



<写真3>

3-1 精神障がい者にとって無理のない多様な就労形態（特に短時間勤務）の実現を図るため、企業とケアマネジメントチームが協力して就労支援体制の構築を行っていく仕組みをつくる。

「クラブハウスモデルによる企業との過渡的雇用プログラム」

現在、企業との多様な就労形態（特に短時間勤務）を有効に機能させているものとしては、クラブハウスモデルによる過渡的雇用プログラムがある。東京の渋谷区を中心に活動している特定非営利活動法人ヒューマンケアクラブ「ストライド（理事長 末安民生）」では、東京電力などの企業と提携している。利用者（メンバーと呼ばれる）は自分の持っている力や可能性を確かめるデイユニット活動を経て、クラブハウスの外に出て一般企業の中で“過渡的雇用”という期限付きの短時間労働を体験する。実際の職場で仕事を体験することで「職歴と賃金（最低賃金以上）と自信」を得、さらに一般雇用をめざしている。尚、ここのジョブコーチ等の業務を行うスタッフは病院に勤務経験を有する看護師によって担われ、企業の開拓、連絡調整、代理就労、業務マニュアルの作成、メンバーのシフトの調整などを行っている。（写真4、5）



<写真4>



<写真5>

4-1 「ケアマネジメント」の制度化の過程では、公的保証人制度の促進、借り上げで貸し出す形態を含む「公営住宅」の優先入居などにより、良好な居住先を十分に用意する。

平成15年度香川県精神障害者退院促進支援事業の概要（報告書より抜粋、一部改変）

平成15年度から国庫補助事業として開始され今年度は全国16か所で実施された。四国では香川県のみの実施となった。事業の特徴は、自立支援員が入院中の精神障害者に対して退院実現を目標にマンツーマンで支援し、スムーズに地域生活に移行できるように地域へつなぐというものであり、事業の実施により本県の地域生活支援の仕組みづくりと他の入院者、病院関係者の意識変革等の波及効果をねらったものである。

事業の成果は、対象者11名中、9名が退院または退院見込みとなり、当初、目標としていた50%の退院実現を大きく上回る結果となった。退院実現に至らなかった対象者についても前向きの変化が得られ、これに伴い医療機関のスタッフの関心が次第に高まるなどの反応があった。

今後の課題として、事業の定着・拡大が挙げられるが、そのためには、医療機関と地域との連携を図ることや地域の資源が有機的につながりを広げていく必要がある。また社会的入院者の退院促進のためには、この事業がすべて適当とは言えず、対象者のなかには、意欲の向上に至るまでに多大な時間を要する事例もあり、今後経験を積み重ねて対象者にあつた支援方法を検討する。

まとめに寄せて（報告書の一部）利用者から発言

60代 男性 年齢から考えて、これが最後の退院のチャンスだと自分では思っていた。支援員さんが一緒に考えてくれたり、教えてくれたり、行動してくれたりしたので心強く思った。不安になることもほとんどなく退院できた。今は一人で料理が大変だがとても幸せだ。支援員さんがいなかったら退院できなかったと思うので本当に感謝している。

50代 男性 長らく入院生活をしていて退院という事を思いつきませんでした。今回の退院促進支援事業で、退院したくとも色々な事情で退院できない人がいるのに、まさか自分が退院促進支援事業に選ばれると思っていませんでした。日々が増すにつれて退院という事が現実性を帯びてきました。入院していると色々な人と出会い、いろいろと精神的に悩んでいる人がいると思いました。退院促進支援事業とは支援員とドクターが患者の事を親身に考えてくれ、患者の意思を尊重して手を差し伸べてくれる事業だと思います。これからも患者とドクター、支援員の考えで、退院できる人は退院できるように、退院促進支援事業を続けてもらったらいいと思います。